

別表六(十三)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十三) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容	3					
資 産 区 分	種 類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細 目	6				
取 得 年 月 日	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	特定事業の用に供した年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円

**「19」欄**  
 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」  
 ② 「区分番号」欄：「00507」  
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

		額の計算			円
当 期 繰 越 分	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		繰越税額控除限度超過額 (16)-(17)	20
	税 額 控 除 限 度 額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14		繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	15		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22
	当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑩」)	23
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額	17		<b>当期繰越税額控除額 (22)-(23)</b>	24
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「7の⑫」)	18			
	<b>当 期 税 額 控 除 額 (17)-(18)</b>	19		法人税額の特別控除額 (19)又は(19)+(24)	25

繰越税額控除限度超過額の内訳	
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額 / 当期控除可能額
平 ・ ・	26 / 2

**「24」欄**  
 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の10第3項」  
 ② 「区分番号」欄：「00508」  
 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額